

アノリス・アングスティケプス (*Anolis angusticeps*) の特定外来生物への指定に係るパブリックコメントの意見の概要と対応の考え方

* 被害の判定に係る科学的知見に関するコメント、 社会的・経済的影響に関するコメント、その他(心情的理由、手続に係る理由など)

	意見の概要	対応の考え方
反対	本種は世界的にみても大量に商業的に流通することがなく、我が国に定着することは考えにくい。	未判定外来生物の判定にあたっては、今後、生じ得る様々な状況下で、本種が生態系に被害を及ぼす可能性があるかどうかによって判定を行っています。
反対	指定にあたっては、利用形態や想定輸入量を考慮しなければ被害のおそれを正確に判断することはできないにもかかわらず、そういった具体的な事情は一切考慮されておらず、誤った結論が出されている。	国内外での定着事例が無いこと、交雑が可能な近縁の在来種が無いこと、大量の商業的流通が無いこと等の認識はありますが、今後、生じ得る様々な状況を想定した場合、国内の特定の地域で本種が放逐されれば定着する可能性があり、本種の定着によって小型昆虫相への影響など、生態系に被害を及ぼすおそれがあります。
反対	本種については侵略的外来種となった実績はなく、在来種に近縁種は存在しないため遺伝子汚染も考えられず、輸入・飼養・移動の全てを法律で禁止するだけの具体的危険性が存在しないため、特定外来生物に指定すべきではない。	このため、特定外来生物として指定し、その輸入、放逐等を規制する必要があると判断しています。
反対	本種は、グリーンアノールやブラウンアノールとは生態が著しく異なり、近縁性、棲息地の重なりを根拠に特定外来生物に指定するのは誤りである。	
反対	「特定外来生物被害防止基本方針」で定められている「重大」な被害を及ぼすおそれが認められないため、本種は指定対象には当たらない。	本種が定着可能な地域に大量に放逐された場合には、その地域の小型昆虫相への影響など、生態系に重大な被害を及ぼす可能性があるとして判断しています。
反対	専門家グループ会合において、 今回特定外来生物に指定されなかったとすると、今後本種の規制はできなくなる、 従って指定しないということには慎重になる必要がある という誤った認識のもと議論が行われており、指定の当否が正しく検討されていないため、正しい認識のもと専門家会合で再度検討する必要がある。	特定外来生物に今回指定しなかった場合でも、今後指定することは可能です。 未判定外来生物の判定にあたっては、今後、起こりうる様々な状況下で、本種が生態系に被害を及ぼす可能性があるかどうかによって判定を行っており、本種の指定を行わなかった場合に被害が発生するおそれを慎重に検討する必要があります。 国内の特定の地域で本種が放逐されれば定着する可能性があり、本種の定着によって小型昆虫相への影響など、生態系に被害を及ぼすおそれがあります。従って、特定外来生物として指定し、その輸入、放逐等を規制する必要があると判断しており、再度の検討は必要ないと考えています。
反対	Climate Matching Analysis(気候一致分析)では、本種が日本に定着できる可能性は非常に低く、棲息地との気候の一致を根拠に特定外来生物に指定するのは誤りである。特定外来生物の指定の判定に際しては、より客観的な評価基準を採用するべきである。	未判定外来生物の判定にあたっては、今後、起こりうる様々な状況下で、本種が生態系に被害を及ぼす可能性があるかどうかによって判定を行っています。 御意見にあった豪州政府農業水産森林省の BUREAU OF RURAL SCIENCES が提供する Climate Matching Analysis は、世界中の任意の地域間の気象条件の近似性を定量的に解析するものであり、外来生物の定着の可能性を検討する上で参考になるものと考えます。 この解析方法では、本種の生息域であるキューバ及びバハマと気象条件の近似する地点として小笠原諸島など一部地域が抽出されます。 この結果から見ても、本種が我が国の特定地域に定着する可能性があり、生態系に被害を及ぼすおそれがあるとの判断となります。